

# 素人なりの憲法改正草案及び根拠

下記4項目を比較表として作成し、内容ごとにページをまとめました。

- ▶ 自民党の憲法改正草案
- ▶ 大日本帝国憲法の僕なりの現代訳
- ▶ 素人なりの日本国憲法改正草案
- ▶ 素人なりの憲法改正根拠

※自民党の憲法改正草案は下記より参考引用いたしました。

▶ 自由民主党HP

ホーム > 自民党の活動 > コラム > 「憲法改正草案」を公表

□ 日本国憲法改正草案 日本国憲法改正草案（全文）（現行憲法対照）

自由民主党 平成24年4月27日（決定）

[http://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/seisaku-109.pdf](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf)

作成者：若者からの投票が日本を救う!!

[HP] <http://ainippon.web.fc2.com/>

[BLOG] <http://ainippon.blog.fc2.com/>

# 各憲法及び憲法草案目次

自由民主党の憲法改正 草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法 改正草案
前文 第一章 天皇 (第1条—第8条) 第二章 安全保障 (第9条—第9条の三) 第三章 国民の権利及び義務 (第10条—第40条) 第四章 国会 (第41条—第64条の二) 第五章 内閣 (第65条—第75条) 第六章 司法 (第76条—第82条) 第七章 財政 (第83条—第91条) 第八章 地方自治 (第92条—第97条) 第九章 緊急事態 (第98条—第99条) 第十章 改正 (第100条) 第十一章 最高法規 (第101条—第102条) 附則	上諭 前文 第一章 天皇 (第1条—第8条) 第二章 戦争の放棄 (第9条) 第三章 国民の権利及び義務 (第10条—第40条) 第四章 国会 (第41条—第64条) 第五章 内閣 (第65条—第75条) 第六章 司法 (第76条—第82条) 第七章 財政 (第83条—第91条) 第八章 地方自治 (第92条—第95条) 第九章 改正 (第96条) 第十章 最高法規 (第97条—第99条) 第十一章 補則 (第100条—第103条)	告文 憲法発布勅語 上諭 第1章 天皇 (第1条—第17条) 第2章 臣民権利義務 (第18条—第32条) 第3章 帝国議会 (第33条—第54条) 第4章 国务大臣及枢密顧問 (第55条—第56条) 第5章 司法 (第57条—第61条) 第6章 会計 (第62条—第72条) 第7章 補則 (第73条—第76条)	前文 第一章 天皇 (第1条—第8条) 第二章 安全保障 (第9条—第11条) 第三章 国民の権利及び義務 (第12条—第47条) 第四章 国会 (第48条—第78条) 第五章 内閣 (第79条—第89条) 第六章 司法 (第90条—第97条) 第七章 財政 (第98条—第106条) 第八章 地方自治 (第107条—第111条) 第九章 緊急事態 (第112条—第113条) 第十章 改正 (第114条) 第十一章 最高法規 (第115条—第116条) 附則

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法で用いられている大和言葉や歴史的仮名遣いを現代語にわかりやすく表記した内容

# 大日本帝国憲法 告文及び勅語、上諭

告文	憲法發布勅語	上諭
<p>皇朕レ謹ミ畏ミ 皇祖 皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承継シ旧罔ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ随ヒ宜ク 皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シテ章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ遵行セシメ益々国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆 皇祖 皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ挙行スルコトヲ得ルハ洵ニ 皇祖 皇宗及我カ 皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ 皇祖 皇宗及 皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及将来ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ 神靈此レヲ鑒ミタマヘ</p>	<p>朕国家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝国ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ国ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル国史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉体シ朕カ事ヲ奨順シ相与ニ和衷協同シ益々我カ帝国ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ</p>	<p>朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム 国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ 朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス 帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ 将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ継統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ</p> <p>御名御璽 明治二十二年二月十一日 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆 枢密院議長 伯爵 伊藤博文 外務大臣 伯爵 大隈重信 海軍大臣 伯爵 西郷從道 農商務大臣 伯爵 井上 馨 司法大臣 伯爵 山田顯義 大蔵大臣兼内務大臣 伯爵 松方正義 陸軍大臣 伯爵 大山 巖 文部大臣 子爵 森 有礼 逓信大臣 子爵 榎本武揚</p>

# 日本国憲法 上諭及び前文

上諭	前文
<p>朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。</p> <p>御名御璽 昭和二十一年十一月三日 内閣総理大臣兼 外務大臣 吉田茂 国务大臣 男爵 幣原喜重郎 司法大臣 木村篤太郎 内務大臣 大村清一 文部大臣 田中耕太郎 農林大臣 和田博雄 国务大臣 斎藤隆夫 逓信大臣 一松定吉 商工大臣 星島二郎 厚生大臣 河合良成 国务大臣 植原悦二郎 運輸大臣 平塚常次郎 大蔵大臣 石橋湛山 国务大臣 金森徳次郎 国务大臣 膳桂之助</p>	<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。</p> <p>そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。</p> <p>これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。</p> <p>われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。</p> <p>われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>

# [自民党憲法改正草案及び素人なりの日本国憲法改正草案 前文]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用 前文	素人なりの日本国憲法改正草案 前文
<p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いただく国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>	<p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いただく国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>国政においては、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。</p> <p>これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。国民は、これに反する一切の憲法や法令を排除する権利を有する。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との協調関係を増進し、互いの国家国益に配慮した上で、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権及び協調を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律そして文化を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>自由民主党の全文においては国民主権の権利を現憲法から排除したものであり、また自国の国益に基づいた発展、日本文化を支えた国民の協調性及び文化が書かれていない。これは日本の根幹部分であって、憲法前文には無くてはならない文言であると言える。</p>

# [第一章 天皇]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第一章 天皇 (天皇) 第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p> <p>(皇位の継承) 第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p>	<p>第一章 天皇 (天皇の地位と主権在民) 第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p> <p>(皇位の世襲) 第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p>	<p>第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス (大日本帝国は万世一系の天皇がこれを統治する。)</p> <p>第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス (皇位は皇室典範の定めにより皇男子孫が継承する。)</p> <p>第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス (天皇は神聖であり、侵してはならない。)</p>	<p>第一章 天皇 (天皇) 第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p> <p>(皇位の継承) 第二条 皇位は、世襲のものであつて、皇室典範の定めるところにより継承する。 2 皇室典範は今上天皇の意思を尊重した上で、国会の議決により定める。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第一条. “天皇は君臨すれども統治せず”である。 イギリスの王室と日本の皇室が国家の権威を決定づける事は歴史、外交的権威、国体の護持には必要不可欠である。 当然、この権利は日本国民主権を前提とした総意に基づくのは言うまでもない。</p> <p>第二条. 皇室の事は天皇が判断する話であり、皇族のルールは皇族内で行われるべき話である。 皇位は世襲であつて皇室典範により原則継承。 よつて男子男系である必要はなく、女性天皇が誕生する事を天皇が望んだ場合は皇室典範を改正し、定めることができるようにする。 女系天皇については俗に言う王朝交代問題があるので、女性天皇が即位しても次期天皇は男系男子とすれば良いだけの話であると個人的には考えているが…。</p>		

# [第一章 天皇]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(国旗及び国歌)            第三条            国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。            2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。</p> <p>(元号)            第四条            元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があったときに制定する。</p>			<p>(国旗及び国歌)            第三条            国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。            2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重するよう努めることとする。</p> <p>(元号)            第四条            元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があったときに制定する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第三条. 義務規定を盛り込む事には個人的には賛成だが、大多数の国民が納得いかない可能性があり、思想の自由にも抵触するのでこのような努力義務にとどめる。            第四条. 元号の定めは日本の文化として残す必要がある。            (個人的には皇紀の方が好きだが、皇紀は国民が自由に使えば良いと判断したために条文では採用しない)</p>		

# [第一章 天皇]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(第三条は第六条4に移動)</p> <p>(天皇の権能)            第五条            天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない。</p> <p>(2は第六条3に移動)</p> <p>(摂政は第七条に移動)</p>	<p>(内閣の助言と承認及び責任)            第三条            天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。</p> <p>(天皇の権能と権能行使の委任)            第四条            天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。</p> <p>2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。</p> <p>(摂政)            第五条            皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。</p>	<p>第四条            天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ</p> <p>(天皇は国家元首であって、統治権を総攬(国家の意志として全体を掌握)し、憲法の条規により統治権を行使する。)</p> <p>第五条            天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ</p> <p>(天皇は帝国議会の協賛を以て立法権を行使する。)</p>	<p>(天皇の権能)            第五条            天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能は、憲法に定める範囲内のみ有する。</p> <p>2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を一時的に委任することができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>国事に関する行為を行うにあたり、天皇がどうしても行えない場合において、一時的に委任が行えるよう定める条文を残しておくべきである。</p>		

# [第一章 天皇]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(天皇の国事行為等)            第六条            天皇は、<b>国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長である裁判官を任命する。</b></p> <p>(2を削除)</p>	<p>(天皇の任命行為)            第六条            天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。</p> <p>2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</p>	<p>第七条            天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス            (天皇は帝国議會を招集し、帝国議會の開会、閉会、停回及び衆議院の解散を命ずる。)</p> <p>第八条            ① 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス            (天皇は公共の安全を保持し、またはその災厄を避けるため、緊急の必要による帝国議會が閉会中の場合、法律に代わるべき勅令を発する。)</p> <p>② 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ            (この勅令は次期会期の帝国議會に提出しなければならない。もし議會において承諾されなかった場合は政府は将来に向かって勅令の効力が失効する事を交付しなければならない。)</p>	<p>(天皇の国事行為等)            第六条            天皇は、<b>国民のために、国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命する。</b></p> <p>2 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長である裁判官を任命する。</p>
素人なりの憲法改正根拠	三権分立の確立と、司法における内閣総理大臣の過大な影響力を回避する必要がある。		

# [第一章 天皇]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第六条 2 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p>四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公示すること。</p> <p>五 国務大臣及び法律の定めるその他の国の公務員の任免を認証すること。</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p> <p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 全権委任状並びに大使及び公使の信任状並びに批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を接受すること。</p> <p>十 儀式を行うこと。</p>	<p>(天皇の国事行為)</p> <p>第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p>四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。</p> <p>五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p> <p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を接受すること。</p> <p>十 儀式を行ふこと。</p>	<p>第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム 但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス</p> <p>(天皇は、法律を執行する為に、または公共の安寧秩序の保持及び臣民の幸福を増進する為に、必要となる命令を発令するまたは発令させることができる。但し命令を以て法律を変更する事はできない。)</p> <p>第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル</p> <p>(天皇は、行政各部の管制および文武官の俸給を定め、文武官を任免する。但し、この憲法又は他の法律で特例を定めた場合は、その条項による。)</p>	<p>第六条 3 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p>四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公示すること。</p> <p>五 国務大臣及び法律の定めるその他の国会議員及び地方議員の任免を認証すること。</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p> <p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 全権委任状並びに大使及び公使の信任状並びに批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を接受すること。</p> <p>十 儀式を行うこと。</p>
素人なりの憲法改正根拠	現行憲法の条文に問題なし		

# [第一章 天皇]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第六条 3 天皇は、法律の定めるところにより、前二項の行為を委任することができる。</p> <p>4 天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う。ただし、衆議院の解散については、内閣総理大臣の進言による。</p> <p>5 第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。</p>	<p>第四条 2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。</p> <p>第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。</p> <p>(新設)</p>	<p>第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス (天皇は宣戦布告や講和し、諸般の条約を締結する。)</p> <p>第十四条 ① 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス (天皇は戒嚴を宣言する。) ② 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム (戒嚴の要件及び効力は法律により定められる。)</p> <p>第十五条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ栄典ヲ授与ス (天皇は爵位、勲章および他の栄典を授与する。)</p> <p>第十六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス (天皇は、大赦、特赦、減刑及び復権を命ずる。)</p>	<p>第六条 4 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為においては天皇の判断により行うことができる。 一 次期天皇の指名 二 大災害等における国民への玉音放送 三 国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為</p> <p>5 天皇は、法律の定めるところにより、第三項、第四項の行為を委任することができる。</p> <p>6 天皇の国事に関する憲法上定められた一定の行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う。 (自民党案削除)</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第六条4. 天皇の国事行為は天皇の御意見を尊重する必要があるために、国民の安寧を考慮したうえでの拒否権を付与すべきである。</p> <p>第六条5. 現行憲法の条文に問題なし</p> <p>第六条6. 天皇の国事行為に対する内閣の進言と内閣の責任だが、天皇の国事行為には進言を必要とする行為と、内閣が必ずしも進言を必要としない国事行為があるため、進言の義務規定は想定外の内閣による天皇を利用した国を貶めるような国事行為の進言もしかねないために憲法上定められた一定の行為とした。(自民党案では内閣の進言による過度な外国への天皇が望まない日本の権威を失墜させるような訪問等が可能になってしまう。)</p>		

# [第一章 天皇]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(摂政) 第七条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。</p> <p>2 第五条及び前条第四項の規定は、摂政について準用する。</p> <p>(皇室への財産の譲渡等の制限) 第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与するには、法律で定める場合を除き、国会の承認を経なければならない。</p>	<p>(摂政) 第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。</p> <p>(財産授受の制限) 第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。</p>	<p>第十七条 ① 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル (摂政を置くのは皇室典範の定めるところによる。) ② 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ (摂政は天皇の名において大権を行使する。)</p>	<p>(摂政) 第七条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。</p> <p>2 第五条及び前条第四項の規定は、摂政について準用する。</p> <p>(皇室への財産の譲渡等の制限) 第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与するには、法律で定める場合を除き、国会の承認を経なければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>自民党の憲法改正草案で問題なし</p>		

## [第二章 安全保障]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第二章 安全保障 (平和主義) 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段として用いない。</p> <p>2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p>	<p>第二章 戦争の放棄 (戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認) 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>		<p>第二章 安全保障 (平和主義) 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての明確な侵略戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段として用いない。</p> <p>2 前項の規定は、日本の領域、国民及び主権を護る為の自衛権の発動を妨げるものではない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>九条. 明確な侵略戦争放棄とすることが妥当である。よって国際的に見ても第一次史料を鑑みても、大多数の国家の専門家が第三者的に判断しても日本領土であるとする領土に対しては侵略戦争とはならないよう定めるべきである。 (自民党案は国権の発動としての戦争放棄と書かれており、個別的自衛権の事案にも議論になりかねない。)</p> <p>九条2. 基本的に自衛権は個別的自衛権が重要であり、集団的自衛権及び集団安全保障は別条項にて定めるものとする。 また、国家三要件は自衛権発動の妨げは除外する事は隣接国家との軍事衝突を避けるために重要である。</p>		

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

## [第二章 安全保障]

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(国防軍) 第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。</p> <p>2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス (天皇は陸海軍を統帥する。) 第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム (天皇は陸海軍の編制及び常備兵の予算を定める。)</p>	<p>(国防軍) 第十条 我が国の平和、独立並びに国及び国民の安全を確保するため、国防会議機構の構成員が国防軍の指揮権を有する。</p> <p>2 国防会議機構の構成員は、内閣総理大臣、防衛大臣、最高裁判所選任の最高裁判事及び国防軍の各幕僚長により組織され、合議制によって意思決定を行う。</p> <p>3 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>4 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる大多数の国家が賛同する活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p>
素人なりの憲法改正根拠	<p>十条. 国防軍は国のミリタリーコントロールを確立する上で三権分立の立場から相互に判断し、指揮を執る必要がある。よって国防会議機構を設立し、そこに指揮権を与える。</p> <p>十条2. 国防会議機構は三権の要素を全て介入させるため、内閣総理大臣及び防衛大臣、最高裁判所選任の最高裁判事及び国防軍の統合幕僚長を含む陸海空軍の各幕僚長から構成されるべきである。</p> <p>十条3. 国防軍の任務は法律により定められ、国会の承認やその他の統制に服する</p> <p>十条4. アメリカの独自の国家介入に対してでは介入できない憲法にするためには自民党の憲法改正草案では不足しているので大多数の国家が賛同する活動の制約を付ける事により集団的自衛権及び集団安全保障に対し一定の制限を設ける。</p>		

## [第二章 安全保障]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。 この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>第三十二条 本章ニ掲ケタル条規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵触セサルモノニ限り軍人ニ準行ス (本章に掲げた条規は、陸海軍の法令又は規律に抵触しないものに限り、軍人にも準行する。)</p>	<p>5 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。</p> <p>6 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。 この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。</p> <p>7 軍事審判は二審制とし、原則公開する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>十条 5. 前二条の活動による国防軍の組織、統制及び機密保持の法律の定め          十条 6. 国防軍の機密に関する軍事審判規定          十条 7. 軍事審判は後の問題とならないために二審制とする方が適當である。</p>		

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

## [第二章 安全保障]

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(領土等の保全等) 第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>	(新設)	<p>第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス (日本臣民は法律の定めに従い兵役の義務を有する。) 第二十七条 ② 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル (公益の為に必要な処分は法律の定めるところによる。)</p>	<p>(領土等の保全等) 第十一条 国は、主権と独立を守るため、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p> <p>2 国民は、我が国の主権と独立を守るため、我が国に対する明確な武力攻撃が発生し、これにより我が国の存亡の危機による、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が発生し、これを排除するための他に適当な手段がなく、現存する国防軍だけでは不足する場合には、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことを条件に、国に協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源及び人材確保に協力しなければならない。</p> <p>3 国境離島は、日本国籍以外の者が常駐してはならない。また公的手続きなき上陸は不法上陸として直ちに日本国内の法律に基づき対処しなければならない。</p>
素人なりの憲法改正根拠	<p>第十一条. 自民党の憲法改正草案の読み方によっては強制的徴兵制や強制収用が可能となる条文の為に、国家存亡の危機で他に手段がない等の戦争を仕掛けられ、自衛隊だけではどうにもならない場合にのみ限定とするために改正案を修正する。</p> <p>第十一条2. 武力攻撃が発生した際に現在の国防軍ではどうにもならなくなった場合にのみ徴兵せねば国が保てない場合に必要最小限の資材及び人材確保等による収用や徴兵が行われるという規定である。基本的に徴兵制は軍の質の低下を招く上で国防の低下にあたるので、このような限定的規定に留まる。個別的自衛権を憲法上認める事に主眼を置き、武力の行使新三要件(国の存亡、国民の権利と手段が他にない)を我が国に対する武力攻撃の際の収用や徴兵制該当させ、有事の際に徴兵と収用を根拠づける内容である。但し、三要件を満たす条件には国防軍だけでは既に守れない状況下である事を条件とする。(自民党案は個別的自衛権以外の集団的自衛権や集団安全保障も含まれる文章になりかねないのでこのような修正とした)</p> <p>第十一条3. 日本国籍を持たない者が国境離島に許可なく上陸する事は勿論、日本国籍を持たぬ者が常駐する事は禁止する条文を加えるべきである。</p>		

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

# [第三章 国民の権利及び義務]

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第三章 国民の権利及び義務 (日本国民) 第十条 日本国民の要件は、法律で定める。</p> <p>(基本的人権の享有) 第十一条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p> <p>(国民の責務) 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。</p>	<p>第三章 国民の権利及び義務 (国民たる要件) 第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。</p> <p>(基本的人権) 第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。</p> <p>(自由及び権利の保持義務と公共福祉性) 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	<p>第二章臣民権利義務 第十八条 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル (日本臣民であるための要件は法律の定めるところによる。)</p>	<p>第三章 国民の権利及び義務 (日本国民) 第十二条 日本国民の要件は、法律で定める。</p> <p>(基本的人権の享有) 第十三条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p> <p>(国民の責務) 第十四条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序は人道における道徳上の理由がない限り反してはならない。</p> <p>2 国政選挙、地方選挙その他の国政の上の選挙は、国民主権の根幹であり、投票する権利を国民は原則行使しなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第十四条. 国民の責務に自由と権利に責任及び義務が生じることと国民の権利は公益と公の秩序には道徳上の理由が無い限り反してはならない条項とする。 (自民党案は単純に公益及び公の秩序に逆らってはならない強行規定である) 第十四条 2. 選挙における権利放棄は国民の政治離れを加速させる。よって原則選挙を義務投票制として日本に取り入れるべきである。特段の理由がある場合についてまで強行する規定ではない。</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(人としての尊重等) 第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p>	<p>(個人の尊重と公共の福祉) 第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>		<p>(人としての尊重等) 第十五条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序には人道における道徳上の理由がある場合を除き、これに反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第十四条につづき人の尊厳をより明確に示したものである。公共の福祉から公益及び公の秩序に書き換えられているのでは、人道における道徳上の理由がある場合を除きという内容が無ければ、公の福祉が担保されない。よって追加文言は、法では賄いきれていない事案についての情状酌量の余地が現法上でも存在するが、行き届いていない事案も多く、裁判所等においても配慮されるべき事案の理由として用いることができる猶予を与えるには必要ではないだろうか。(自民党案は公益及び公の秩序のみであり、専制国家の匂いすら感じる。)</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(法の下での平等) 第十四条 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、<b>障害の有無</b>、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> <p>2 華族その他の貴族の制度は、認めない。</p> <p>3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p>	<p>(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界) 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> <p>2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。</p> <p>3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p>		<p>(法の下での平等) <b>第十六条</b> 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、<b>障害の有無</b>、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> <p>2 華族その他の貴族の制度は、認めない。</p> <p>3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>法の下での平等に障害の有無が付け加えられたものである</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(公務員の選定及び罷免に関する権利等) 第十五条 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。</p> <p>2 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。</p> <p>3 公務員の選定を選挙により行う場合は、<b>日本国籍を有する</b>成年者による普通選挙の方法による。</p> <p>4 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。</p>	<p>(公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障) 第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。</p> <p>2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。</p> <p>3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。</p> <p>4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。</p>	<p>第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得 (日本臣民は法律命令の定める資格に応じて等しく文武官に任命され、その他の公務に就くことができる。)</p>	<p>(<b>国会議員、地方議員</b>の選定及び罷免に関する権利等) <b>第十七条</b> <b>国会議員及び地方議員</b>を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。</p> <p>2 <b>全ての国会議員、地方議員及び公務員</b>は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。</p> <p>3 <b>国会議員及び地方議員</b>の選定を選挙により行う場合は、<b>日本国籍を有する</b>成年者による普通選挙の方法による。</p> <p>4 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>公職選挙法における選挙に日本国籍を持つ者である規定を設ける (外国人参政権の否定)</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(請願をする権利)            第十六条            何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願をする権利を有する。</p> <p>2 請願をした者は、そのためにいかなる差別待遇も受けない。</p> <p>(国等に対する賠償請求権)            第十七条            何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体その他の公共団体に、その賠償を求めることができる。</p>	<p>(請願権)            第十六条            何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。</p> <p>(公務員の不法行為による損害の賠償)            第十七条            何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。</p>		<p>(請願をする権利)            第十八条            何人も、損害の救済、<b>国会議員、地方議員</b>、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願をする権利を有する。</p> <p>2 請願をした者は、そのためにいかなる差別待遇も受けない。</p> <p>(国等に対する賠償請求権)            第十九条            何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体その他の公共団体に、その賠償を求めることができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(<b>身体</b>の拘束及び苦役からの自由) 第十八条 何人も、<b>その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。</b></p> <p>2 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p> <p>(思想及び良心の自由) 第十九条 思想及び良心の自由は、<b>保障する。</b></p> <p>(<b>個人情報</b>の不当取得の禁止等) 第十九条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。</p>	<p>(奴隸的拘束及び苦役の禁止) 第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</p> <p>(思想及び良心の自由) 第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。</p> <p>(新設)</p>		<p>(<b>身体</b>の拘束及び苦役からの自由) <b>第二十条</b> 何人も、<b>その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。</b></p> <p>2 何人も、犯罪による処罰の場合<b>もしくは十一条第二項の規定の事態を除いては、その意に反する苦役に服させられない。</b></p> <p>(思想及び良心の自由) <b>第二十一条</b> 思想及び良心の自由は、<b>保障する。</b></p> <p>(<b>個人情報</b>の不当取得の禁止等) <b>第二十二条</b> 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。但し、公共上の利益に必要となる個人情報についてはこの限りではない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第二十条. 社会的・経済的関係においての身柄拘束は受けないとした規定 第二十条2. 徴兵制を行わなければならない事態は武力攻撃が日本にあった場合であって、国防軍だけでは防衛出来ない緊急事態にのみ採用されるべき話であり、基本的に徴兵制は軍の質の低下を招く影響上国防を低下させるので採用すべき話ではない。 第二十一条. 思想及び良心の自由の保障 第二十二条. 個人情報の不当取得及び利用について禁止するが、公共上必要な情報は該当しない。(自民党案は公共上の情報公開規定はない。)</p>		

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

## [第三章 国民の権利及び義務]

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(信教の自由) 第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。</p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</p>	<p>(信教の自由) 第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p>	<p>第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス</p> <p>(日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民の義務に背かない限りにおいて、信教の自由を有する。)</p>	<p>(信教の自由及び政教分離) 第二十三条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。</p> <p>2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>3 いかなる宗教団体及びその他の精神的啓蒙団体においても政治上の権力行使及び政治的活動の行使をしてはならない。</p> <p>4 宗教活動及びその他の精神的啓蒙活動団体は反社会的活動、反人道的活動及びそれに類する活動をおこなってはならない。</p> <p>5 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、日本文化として古来から存在する地域社会に根付いた社会的儀礼若しくは習俗的行為の範囲を超えないもの又は特定の宗教によらない地域振興を目的とした社会的儀礼若しくは習俗的行為については、この限りでない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第二十三条。自民党の憲法改正草案は宗教の政治上の権力行使文言が省かれている。これは政教分離の根拠を覆すものであり、日本の国体にも重大な問題を引き起こす大きなきっかけとなる。宗教の政治上の権力行使は禁止すべきである。</p> <p>第二十三条3. 政治団体や精神的啓蒙団体の政治上の権力及び政治活動の行使の禁止</p> <p>第二十三条4. オウム真理教のテロ行為を代表とする反社会的行為を禁止する必要があるため、信教の自由に記載する事を適当とする。</p> <p>第二十三条5. 自民党の憲法改正草案では新興宗教の社会的儀礼や習俗的行為等特定の社会的混乱を引き起こしている宗教団体の行為を行う事が可能となる可能性があり、日本古来から存在する伝統文化において行われてきた社会的儀礼や習俗的行為の壊滅につながる大問題改正である。よって日本古来から存在するという文言を入れる事により新興宗教が関与するような文化風習から日本の文化風習を護る事を目的とした。</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(表現の自由) 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。</p> <p>3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。</p> <p>(国政上の行為に関する説明の責務) 第二十一条の二 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。</p>	<p>(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護) 第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス (日本臣民は法律の範囲内において言論、著作、印行、集会及び結社の自由を有する。)</p> <p>第二十六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルハコトナシ (日本臣民は法律で定めた場合を除くほか、信書の秘密をおかされる事は無い。)</p>	<p>(表現の自由) <b>第二十四条</b> 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。</p> <p>(自民党案削除)</p> <p>2 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。</p> <p>(国政上の行為に関する説明の責務) <b>第二十五条</b> 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>(自民党案削除)。第二項は表面的にはヘイトスピーチ排除の条項だが、現実には内閣の判断によって都合の悪い活動を排する事が出来る戦前の言論統制を目的とした法律を制定させる前提となる非常に危険な改正案である。たとえオウム真理教のテロ事件を未然に防げなかったとはいえ、それは本来宗教活動の規制において行うべき話であり、当然このような条項を憲法に盛り込む事はやめるべきである。</p> <p>第二十五条。国政上の行為に対する国民説明義務を課す</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(居住、移転及び職業選択等の自由等) 第二十二條 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>2 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。</p> <p>(学問の自由) 第二十三條 学問の自由は、保障する。</p>	<p>(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由) 第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。</p> <p>(学問の自由) 第二十三條 学問の自由は、これを保障する。</p>	<p>第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス (日本臣民は、法律の範囲内において居住及び移転の自由を有する。)</p>	<p>(居住、移転及び職業選択等の自由等) 第二十六條 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。</p> <p>2 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。</p> <p>(学問の自由) 第二十七條 学問の自由は、保障する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(家族、婚姻等に関する基本原則) 第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。</p> <p>2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p> <p>3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(家族関係における個人の尊厳と両性の平等) 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p> <p>2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>		<p>(家族、婚姻等に関する基本原則) 第二十八条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。</p> <p>2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。</p> <p>3 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>家族の定義を基礎的な単位と定め、互助義務を課した条項である。</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(生存権等) 第二十五条 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>2 国は、国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>(環境保全の責務) 第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。</p>	<p>(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務) 第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>		<p>(生存権等) 第二十九条 全ての日本国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>2 国は、日本国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>(環境保全の責務) 第三十条 国は、国民と協力して、日本国民が良好な環境を享受することができるように、日本の環境保全に努めなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第二十九条. 通常国民という文言は日本国籍を持つ人間を指すが、この生存権を諸外国の生活保護に利用されてきた経緯が今まで存在する。日本は日本国籍を有する人間にのみ生存権が保証され、他の国家の国籍を持つ者はその国家に属する上での生存権が保証されている以上、日本国籍を持つ者が日本国憲法下においてその恩恵を受けられないのは国家の在り方としてあってはならない。よって全ての日本国民と書くことにより国籍の恩恵の保障をする事は必要である。</p> <p>第三十条. 環境権の確立である。日本という文言を自民党案に付け加えるのは、二酸化炭素排出量、PM2.5、水質汚染等が間接的に日本の問題として世界的に問題視できるように定めたのが狙いの条文である。環境権の定めは別の運用もあるので日本国内に努力義務を留めるべきとして日本国民及び日本のという文言を自民党案から追加した。(裏を返せば自民党の環境保全条項は上記の国際的不当援助の努力義務規定の為に盛り込んだものであり、到底容認する事はできない。)</p>		

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

## [第三章 国民の権利及び義務]

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(在外国民の保護) 第二十五条の三 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。</p> <p>(犯罪被害者等への配慮) 第二十五条の四 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。</p> <p>(教育に関する権利及び義務等) 第二十六条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。</p> <p>3 国は、教育が国の未来を切り拓ひらく上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(教育を受ける権利と受けさせる義務) 第二十六条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p>		<p>(在外国民の保護) 第三十一条 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。</p> <p>(犯罪被害者等への配慮) 第三十二条 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。</p> <p>(教育に関する権利及び義務等) 第三十三条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 全て日本国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は無償とし、本人が望む場合は高校・大学学士教育まで無償とする。</p> <p>3 国は、教育が国の未来を切り拓ひらく上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。</p>
素人なりの憲法改正根拠	第三十一条。在外国民の保護は国家として保護の努力義務である。 第三十二条。犯罪被害者の及びその家族の人権処遇の義務はあって然るべきである。 第三十三条2。教育にやる気のある子供には高校教育や大学学士課程まで国が教育資金を出すのは当然である。 第三十三条3。国の教育環境整備努力義務規定である。		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(勤労の権利及び義務等) 第二十七条 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。</p> <p>3 何人も、児童を酷使してはならない。</p> <p>(勤労者の団結権等) 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。</p> <p>2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止) 第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。</p> <p>2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。</p> <p>3 児童は、これを酷使してはならない。</p> <p>(勤労者の団結権及び団体行動権) 第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</p> <p>(新設)</p>		<p>(勤労の権利及び義務等) 第三十四条 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。</p> <p>3 何人も、児童を酷使してはならない。</p> <p>(勤労者の団結権等) 第三十五条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。</p> <p>2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前条第一項、第二項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>公務員の勤務、賃金、就業時間、休息、の制限を可能とする代わりに勤労条件の改善義務が規定された内容である。(自民党案では児童酷使が含まれてしまうため、前条第三項を除いた)</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(財産権) 第二十九条 財産権は、保障する。</p> <p>2 財産権の内容は、<b>公益及び公の秩序</b>に適合するように、法律で定める。<b>この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。</b></p> <p>3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。</p> <p>(納税の義務) 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。</p>	<p>(財産権) 第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。</p> <p>2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。</p> <p>3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。</p> <p>(納税の義務) 第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。</p>	<p>第二十七条 ① 日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サル、コトナシ (日本臣民はその所有権を犯される事は無い。)</p> <p>第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス (日本臣民は、法律の定めるところに従い、納税の義務を有する。)</p>	<p>(財産権) <b>第三十六条</b> 財産権は、保障する。</p> <p>2 財産権の内容は、<b>公益及び公の秩序</b>に適合するように、法律で定める。<b>この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。また国は知的財産権の過保護とならないよう努めるものとする。</b></p> <p>3 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。</p> <p>(納税の義務) <b>第三十七条</b> 国民<b>及び法人</b>は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第三十六条2. 知的財産権の知的想像力向上の配慮義務規定であるが、現在の知的財産権は過保護になり過ぎており、過保護是正の努力義務を盛り込んだ。(自民党案では知的財産の知的創造力控除の配慮義務のみである。)</p> <p>第三十七条. 国民と法人の納税義務を定める。(現行憲法下でも法人は定められておらず、文言の追加は必要不可欠ある。)</p>		

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(適正手続の保障) 第三十一条 何人も、法律の定める適正な手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。</p> <p>(裁判を受ける権利) 第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を有する。</p> <p>(逮捕に関する手続の保障) 第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。</p>	<p>(生命及び自由の保障と科刑の制約) 第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。</p> <p>(裁判を受ける権利) 第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。</p> <p>(逮捕の制約) 第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。</p>	<p>第二十四条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハル、コトナシ (日本臣民は、法律に定めた裁判官の裁判を受ける権利を奪われる事は無い。)</p> <p>第二十三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ (日本臣民は法律によることなく、逮捕、監禁、審問、処罰を受けることはない)</p>	<p>(適正手続の保障) 第三十八条 何人も、法律の定める適正な手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。</p> <p>(裁判を受ける権利) 第三十九条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を有する。</p> <p>(逮捕に関する手続の保障) 第四十条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(抑留及び拘禁に関する手続の保障) 第三十四条 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられないことなく、抑留され、又は拘禁されない。</p> <p>2 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。</p>	<p>(抑留及び拘禁の制約) 第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。</p>		<p>(抑留及び拘禁に関する手続の保障) 第四十一条 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられないことなく、抑留され、又は拘禁されない。</p> <p>2 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(住居等の不可侵) 第三十五条 何人も、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、搜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、搜索又は押収を受けない。ただし、第三十三条の規定により逮捕される場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定による搜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行う。</p> <p>(拷問及び残虐な刑罰の禁止) 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。</p>	<p>(侵入、搜索及び押収の制約) 第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。</p> <p>2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。</p> <p>(拷問及び残虐な刑罰の禁止) 第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。</p>	<p>第二十五条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ (日本臣民は法律に定めた場合を除き、その許諾無しに住居侵入されたり、搜索されたりする事は無い。)</p>	<p>(住居等の不可侵) 第四十二条 何人も、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、搜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、搜索又は押収を受けない。ただし、第四十条の規定により逮捕される場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定による搜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によって行う。</p> <p>(拷問及び残虐な刑罰の禁止) 第四十三条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(刑事被告人の権利) 第三十七条 全て刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p> <p>2 被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。</p> <p>3 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する。</p>	<p>(刑事被告人の権利) 第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p> <p>2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。</p> <p>3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。</p>		<p>(刑事被告人の権利) 第四十四条 全て刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p> <p>2 被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。</p> <p>3 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(刑事事件における自白等) 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p> <p>2 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。</p> <p>3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。</p>	<p>(自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界) 第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p> <p>2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。</p> <p>3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。</p>		<p>(刑事事件における自白等) 第四十五条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p> <p>2 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。</p> <p>3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第三章 国民の権利及び義務]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(遡及処罰等の禁止) 第三十九条 何人も、実行の時に違法ではなかった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。</p> <p>(刑事補償を求める権利) 第四十条 何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となったときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>	<p>(遡及処罰、二重処罰等の禁止) 第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。</p> <p>(刑事補償) 第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>		<p>(遡及処罰等の禁止) 第四十六条 何人も、実行の時に違法ではなかった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。</p> <p>(刑事補償を求める権利) 第四十七条 何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となったときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第四章 国会 (国会と立法権) 第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p> <p>(両議院) 第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。</p> <p>(両議院の組織) 第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。</p> <p>2 両議院の議員の定数は、法律で定める。</p>	<p>第四章 国会 (国会の地位) 第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p> <p>(二院制) 第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。</p> <p>(両議院の組織) 第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。</p> <p>2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。</p>	<p>第三章 帝国議會 第三十七条 凡テ法律ハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス (全ての法律は帝国議会の協賛を経ることを要する。)</p> <p>第三十三条 帝国議會ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス (帝国議会は貴族院、衆議院の両院を以て成立する。)</p> <p>第三十四条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス (貴族院は貴族院令の定めるところにより皇族、華族及び勅任せられたる議員を以て組織する。)</p> <p>第三十五条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス (衆議院は選挙法に定めるところにより公選せられたる議員を以て組織する。)</p>	<p>第四章 国会 (国会と立法権) 第四十八条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p> <p>(両議院) 第四十九条 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。</p> <p>(両議院の組織) 第五十条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。</p> <p>2 衆議院の議員の定数は、法律で定める。</p> <p>3 参議院の議員の定数は、各都道府県ごとに4名とする。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第五十条2. 衆議院定数を法律で定めることが望ましいと考える。 第五十条3. 参議院は良識の府であるので、各都道府県ごとに4名選出される事が望ましい。</p>		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
(自民党案にはない内容)		<p>第三十八条 両議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得 (両議院は、政府の提出する法律案を議決し、及び各々法律案を提出する事ができる。)</p> <p>第五十条 両議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得 (両議院は臣民より提出する請願書を受けられる。)</p>	<p>(法律案の提出) 第五十一条 法律案は内閣の閣議決定及び国会議員5名以上の賛成により発議することができる。予算を伴う法律案を発議するには国会議員10名の賛成による。ただし当該選挙区から選出された地域の国会議員による当該選挙区地域における利益還元を目標とする法律案は発議することができない。</p> <p>(法律案の憲法審議) 第五十二条 前条により法律案が両議院に提出された場合、速やかに法制局はこの法律案の憲法判断を下さなければならない。</p> <p>(国民からの請願) 第五十三条 両議院の各議員は日本国民より提出された請願書を受け取ることができる。その場合、直ちに各議員が法制局の助言を基に法律草案の作成を行い、内閣閣議決定以外の法律案として発議することができる。この場合の請願に必要な署名は日本国民の二十分の一を要する。</p>
素人なりの憲法改正根拠	<p>第五十一条。現在の国会法の規定では現実上、野党第一党までしか法律案の発議が出来ない状況となっており、本来の立法府としての役割をこの日本は憲法の段階から機能的に存在していない事になっている。そのため事実上、官僚が法律を定めている現状を打開するために全て書き換えた。勿論国会議員の法律案発議は予算が絡んだ場合でも国会議員10名まで水準を下げる事で打開を図る。懸念として挙げられる”お土産法案”を防ぐために文言として取り入れることで対処した。</p> <p>第五十二条。法律案が憲法と照らし合わせて憲法違反かどうかの判断をする機関として法制局を設立する。内閣法制局とは別の期間として立法と司法の役割を鑑みることが必要と判断する。</p> <p>第五十三条。民主主義国家である以上、通常の選挙は立法府の代表を選出する事により法律案の発議を行うことが建前上の政治家の権能であるが、一方、現実上国民側から法律草案を一定の国民の割合で請願し、法律案として発議する権利が存在していない。よって条文に盛り込むべき事が妥当と判断した。</p>		

## [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(議員及び選挙人の資格) 第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。この場合においては、人種、信条、性別、<b>障害の有無</b>、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。</p> <p>(衆議院議員の任期) 第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。</p> <p>(参議院議員の任期) 第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。</p>	<p>(議員及び選挙人の資格) 第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。</p> <p>(衆議院議員の任期) 第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。</p> <p>(参議院議員の任期) 第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。</p>		<p>(議員及び選挙人の資格) <b>第五十四条</b> 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。この場合においては、人種、信条、性別、<b>障害の有無</b>、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。</p> <p>(衆議院議員の任期) <b>第五十五条</b> 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。</p> <p>(参議院議員の任期) <b>第五十六条</b> 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第五十四条。障害の有無においても議員資格差別に該当しない事を盛り込んだ内容である。</p>		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(選挙に関する事項) 第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。<b>この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。</b></p> <p>(両議院議員兼職の禁止) 第四十八条 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。</p> <p>(議員の歳費) 第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。</p>	<p>(議員の選挙) 第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>(両議院議員相互兼職の禁止) 第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。</p> <p>(議員の歳費) 第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。</p>	<p>第三十六条 何人モ同時ニ両議院ノ議員タルコトヲ得ス (何人も同時に両議院の議員となることはできない。)</p>	<p>(選挙に関する事項) 第五十七条 選挙区、投票の方法その他衆議院の議員の選挙に関する事項は、<b>選挙管理局</b>で定める。<b>この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。</b>この場合、<b>地方部と都市部の一票の価値は三倍以内に留めなければならない。</b></p> <p>(両議院議員兼職の禁止) 第五十八条 何人も、同時に両議院の議員<b>及び都道府県知事</b>となることはできない。</p> <p>(議員の歳費) 第五十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第五十七条。衆議院の選挙における一票の差若しくは選挙方法の定め法律である。実際は地方の一票の価値がやや高い方が地方格差の発生が抑制される要因であるために必要である現実を鑑みると一票の価値は3倍を最大とするのが適当であると判断し文言に入れ込んだ。(自民党案は人口を基本とする司法の判断の影響によって定めているだけである。)</p> <p>第五十八条。国会議員はまともに仕事をすれば兼務が出来る程楽な仕事ではない。そもそも国会議員は国家の立法権に関わる重要な公職であって、地方に依存を招く地方知事のような立場との兼務は要らぬ汚職を招きかねず、この理由等により知事等の兼務を禁止する事が妥当である。</p>		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(自民党案にはない内容)</p> <p>(議員の不逮捕特権) 第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中釈放しなければならない。</p>	<p>(議員の不逮捕特権) 第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。</p>	<p>第五十三条 両議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ関ル罪ヲ除ク外会期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ (両議院は現行犯または内乱外患に関する罪を除くほか、会期中その院の承諾なく逮捕されることはない。)</p>	<p>(議員への献金の禁止) 第六十条 国会議員及び地方議員は国庫からの歳費以外、一切の献金、接待及び政党からの交付金を受け取ってはならない。</p> <p>(議員の不逮捕特権) 第六十一条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中釈放しなければならない。但し会期終了後は逮捕される。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第六十条. 国会議員の国庫からの歳費以外の一切の寄付金や政党交付金を禁止する規定である。日本の腐敗政治の源は国会議員の民間からの献金や企業からの献金を基にした政治介入を許している事が原因である。また政党からの交付金が党議拘束を必要以上に強め、議員の権利を奪う事につながっている事から政党からの交付金を禁止した。</p> <p>第六十一条. 国会の会期中に逮捕される事は国会の運営上望ましくはないが、会期終了日以降はどのような審議があろうとも国会議員として不適格な人物が国会議員を続ける事は国会の運営上芳しくないとして会期後の逮捕を可能とする文言を盛り込んだ。決して小淵議員のような汚職は許してはならない。</p>		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(議員の免責特権) 第五十一条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。</p> <p>(通常国会) 第五十二条 通常国会は、毎年一回召集される。</p> <p>2 通常国会の会期は、法律で定める。</p>	<p>(議員の発言表決の無答責) 第五十一条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。</p> <p>(常会) 第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第五十二条 両議院ノ議員ハ議院ニ於テ発言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ処分セラルヘシ (両議院の議員は議員において発言した意見及び表決につき院外において責任を負う事はない。ただし議員自らその言論を演説、刊行、筆記またはその他の方法を以て公布したときは一般の法律により処分されるべきである。)</p> <p>第四十一条 帝国議會ハ毎年之ヲ召集ス (帝国議會は毎年召集する。)</p> <p>第四十二条 帝国議會ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ (帝国議會は三か月を以て会議とする。必要ある場合においては勅命を以て延長する事がある。)</p>	<p>(議員の免責特権) 第六十二条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。</p> <p>(通常国会) 第六十三条 通常国会は、毎年一回召集される。</p> <p>2 通常国会の会期は、法律で定める。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第六十三条 2. 通常国会の会期を別途法律で定めた条項である。</p>		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(通常国会) 第五十二条 通常国会は、毎年一回召集される。</p> <p>2 通常国会の会期は、法律で定める。</p> <p>(臨時国会) 第五十三条 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があったときは、<b>要求があった日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない。</b></p>	<p>(常会) 第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(臨時会) 第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。</p>	<p>第四十一条 帝国議会ハ毎年之ヲ召集ス (帝国議会は毎年召集する。)</p> <p>第四十二条 帝国議会ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ (帝国議会は三か月を以て会議とする。必要ある場合においては勅命を以て延長する事がある。)</p> <p>第四十三条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ (臨時、緊急の必要ある場合においては常会のほか臨時会を招集すること。)</p> <p>② 臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル (臨時会の会期を定めるのは勅命による。)</p>	<p>(通常国会) <b>第六十三条</b> 通常国会は、毎年一回召集される。</p> <p>2 通常国会の会期は、法律で定める。</p> <p>(臨時国会) <b>第六十四条</b> 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があったときは、<b>要求があった日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない。</b></p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第六十三条 2. 通常国会の会期を別途法律で定めた条項である。 第六十四条. 臨時国会の要求があった後の臨時国会までの召集期間が無かったので、20日以内を義務とする文言が付け加えられた。</p>		

# 【第四章 国会】

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の緊急集会) 第五十四条 衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。</p> <p>2 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別国会が召集されなければならない。</p> <p>3 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。</p> <p>4 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。</p>	<p>(新設)</p> <p>(総選挙、特別会及び緊急集会) 第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。</p> <p>2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。</p> <p>3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。</p>	<p>第四十四条 帝国議会ノ開会閉会会期ノ延長及停会ハ両院同時ニ之ヲ行フヘシ (帝国議会の開会、閉会、会期延長及び停会は両院同時にこれを行うこと。)</p> <p>第四十五条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ (衆議院解散を命じられたときは、勅命を以て新たに議員を選挙し、解散の日より五か月以内に召集すること。)</p> <p>第四十四条 ② 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停会セラルヘシ (衆議院解散を命じられたときは、貴族院は同時に停会をすること。)</p>	<p>(衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の緊急集会) 第六十五条 衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。但し、内閣不信任決議案が可決されたとき、または第八十四条による事態が発生した場合は、両議院議長が直ちに内閣総理大臣を罷免し、衆議院の解散を行わなければならない。</p> <p>2 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別国会が召集されなければならない。</p> <p>3 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。</p> <p>4 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第六十五条。衆議院の解散については内閣総理大臣が決定する事と定めるが、内閣不信任決議案の可決において、内閣総理大臣がそれを認めないとする場合は、不適格と判断された内閣総理大臣がいつまでも内閣に居座る事ができる事になってしまう。よってそれを是正するために内閣不信任決議案の可決や内閣総理大臣が死亡または法の定めによる結核事由が発生した場合においては両議院議長が内閣総理大臣の罷免を行い、衆議院の解散を行う事ができるように定めた。</p>		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(議員の資格審査) 第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関し争いがあるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(表決及び定足数) 第五十六条 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。</p> <p>2 両議院の議決は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければすることができない。</p>	<p>(資格争訟) 第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(議事の定足数と過半数議決) 第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。</p> <p>2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。</p>	<p>第四十六条 両議院ハ各々其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ為ス事ヲ得ス (両議院は各々その議員三分の一以上出席していなければ議事を開き議決を為す事が出来ない。)</p> <p>第四十七条 両議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル (両議院の議事は過半数によって決まる。可否同数の場合は議長の決定するところによる。)</p>	<p>(議員の資格審査) 第六十六条 両議院は、各々その議員の資格に関し争いがあるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <p>(表決、定足数及び議決の公開) 第六十七条 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。</p> <p>2 両議院の議決は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければすることができない。</p> <p>3 両議院各議員の本会議の議決における賛否は公開しなければならない。</p> <p>4 国会の審議内容及び資料は、原則国民に公開しなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第六十七条2. 議決の総議員の三分の一以上の出席が無かったので定めたのだろう。 第六十七条3. 各議員が各法案に対して賛成票もしくは反対票を投じたかが明確に伝わっておらず、政治不信の一因として存在しているため、国会法よりも敢えて憲法に盛り込む 第六十七条4. 国民主権の原則に基づき、国会審議内容及びそれに伴う関連資料は秘密会を除いて原則として国民に公開する事が必要である。</p>		

## [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
(自民党案にはない内容)		<p>第三十九条 両議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同会期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス (両議院のいずれか片方で否決した法律案は同会期中において再び提出する事は出来ない。)</p> <p>第四十条 両議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付キ各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同会期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス (両議院は法律またはその他の事件について各々その意見を政府に建議する事が出来る。但し、その採納を得なかった建議は同期会中において再び建議する事は出来ない。)</p>	<p>(法律案の一事不再議) 第六十八条 衆議院で否決した法律案は同会期中において再び提出する事は出来ない。</p>
素人なりの憲法改正根拠	法案の一事不再議は大日本帝国憲法にも存在していた重要条文であり、憲法に盛り込むべき条文と判断し盛り込んだ。		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(会議及び会議録の公開等) 第五十七条 両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p>2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。</p> <p>3 出席議員の五分の一以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない。</p>	<p>(会議の公開と会議録) 第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p>2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。</p> <p>3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。</p>	<p>第四十八条 両議院ノ会議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコトヲ得 (両議院の会議は公開する。但し政府の要求またはその院の決議により秘密会を開くことができる。)</p> <p>第四十九条 両議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得 (両議院は各々天皇に上奏する事が出来る。)</p>	<p>(会議及び会議録の公開等) <b>第六十九条</b> 両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。</p> <p>2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるものを除き、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。</p> <p>3 出席議員の五分の一以上の要求があるときは、各議員の表決を会議録に記載しなければならない。</p> <p>4 会議録は、秘密会の資料を含め全ての資料を五十年間保存後、全ての情報を開示する。</p> <p>5 前項により判明した事実において、原則国は責任を負わない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第六九条4. 現在の歴史問題を払拭する事は基より、50年間国防上必要だった資料全て開示する事により情報の隠ぺいによる国際問題の解決を図るために開放する事が国民主権上必要である。 第六九条5. 戦前及び戦後に判明したあらゆる国家賠償を50年で国家が責任を負わない事を目的として条文に盛り込む。</p>		

## [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(役員の選任並びに議院規則及び懲罰) 第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。</p> <p>2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p>	<p>(役員の選任及び議院の自律権) 第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。</p> <p>2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p>		<p>(役員の選任並びに議院規則及び懲罰) 第七十条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。</p> <p>2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(法律案の議決及び衆議院の優越) 第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。</p> <p>2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。</p> <p>3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。</p> <p>4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。</p>	<p>(法律の成立) 第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。</p> <p>2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。</p> <p>3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。</p> <p>4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。</p>		<p>(法律案の議決及び衆議院の優越) 第七十一条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。</p> <p>2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。</p> <p>3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。</p> <p>4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠 2015/10/13</p>	<p>素人なりの憲法改正草案及び根拠@若者からの投票が日本を救う!!</p>		

# 【第四章 国会】

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(予算案の議決等に関する衆議院の優越) 第六十条 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。</p> <p>2 予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>(条約の承認に関する衆議院の優越) 第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。</p>	<p>(衆議院の予算先議権及び予算の議決) 第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。</p> <p>2 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>(条約締結の承認) 第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。</p>	<p>第六十五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ (予算は先に衆議院に提出しなければならない。)</p>	<p>(予算案の議決等に関する衆議院の優越) 第七十二条 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。</p> <p>2 予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>(条約の承認に関する衆議院の優越の禁止) 第七十三条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項及び第七十一条第二項の規定は適用しない。</p> <p>2 条約の内容に秘密の内容が存在するときは、その条約の交渉を行ってはならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第七十三条. 条約は特に慎重に議論すべき審議であり、これについては衆議院の優越があつてはならないと判断した。 第七十三条2. TPPのような秘密条項がある条約は国民主権の原則から逸脱する為、交渉にテーブルすら座ってはならないと定める。</p>		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(議院の国政調査権) 第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p> <p>(内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務) 第六十三条 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議案について発言するため両議院に出席することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(議院の国政調査権) 第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p> <p>(国務大臣の出席) 第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。</p>	<p>第五十四条 国務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及発言スルコトヲ得 (国務大臣及び政府委員は何時たりとも各議院に出席し及び発言することが出来る。)</p>	<p>(議院の国政調査権) 第七十四条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。</p> <p>(内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務) 第七十五条 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、議案について発言するため両議院に出席することができる。</p> <p>2 内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただし、職務の遂行上特に国務大臣職務として必要が迫られている場合は、この限りでない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第七十五条2. 自民党の憲法改正草案では職務の遂行上というあいまいな表現であったので、これに大臣職務の文言を追加する事によって職務の遂行上の範囲を狭める。(自民党の改正案は職務上との規定だけであり、国会の軽視以外何物でもない。)</p>		

# [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(弾劾裁判所) 第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2 弾劾に関する事項は、法律で定める。</p> <p>(政党) 第六十四条の二 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。</p> <p>2 政党の政治活動の自由は、保障する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。</p>	<p>(弾劾裁判所) 第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>(新設)</p>		<p>(弾劾裁判所) 第七十六条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。</p> <p>2 弾劾に関する事項は、法律で定める。</p> <p>(政党) 第七十七条 国は、政党が議会制民主主義に必要な存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。</p> <p>2 政党は衆議院議員三人以上から成り立つ。</p> <p>3 参議院議員は政党に所属してはならない。</p> <p>4 政党の政治活動の自由は、保障する。</p> <p>5 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第七十七条. 政党は不可欠な存在とすると政党に所属せねば憲法違反となる可能性があるために必要という文言にする必要がある。</p> <p>第七十七条2. 政党要件を衆議院議員三人から成り立つようにすべきである。</p> <p>第七十七条3. 参議院は良識の府であるため、政党の党議拘束を受ける事は参議院の役割から逸脱する行為であり、これこそが参議院を形骸させた要因である。</p> <p>第七十七条4. 政党の活動についての自由を定めている。</p> <p>第七十七条5. 政党に関する法律は別途法律で定める規定である。</p>		

## [第四章 国会]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
(自民党案にはない内容)			<p>(政党の歳費) 第七十八条 政党は、法律の定めるところにより、国庫から必要最低限の歳費を受ける。</p> <p>2 政党への献金を行ってはならない。</p>
素人なりの憲法改正根拠	<p>第七十八条。政党助成金に対しては相当の歳費を受けず、党存続として最低限の必要な歳費とするため、ここでは相当の文言を省いた。</p> <p>第七十八条2。政党への献金は政治腐敗の元凶である。憲法で献金禁止を盛り込むべきである。(政治家のスポンサーは企業ではなく、国民の一票であるべきだと考えています。)</p>		

# [第五章 内閣]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第五章 内閣 (内閣と行政権) 第六十五条 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。</p> <p>(内閣の構成及び国会に対する責任) 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。</p> <p>2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であってはならない。</p> <p>3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。</p>	<p>第五章 内閣 (行政権の帰属) 第六十五条 行政権は、内閣に属する。</p> <p>(内閣の組織と責任) 第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。</p> <p>2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。</p> <p>3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。</p>		<p>第五章 内閣 (内閣と行政権) 第七十九条 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。</p> <p>(内閣の構成及び国会に対する責任) 第八十条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成する。</p> <p>2 内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であってはならない。</p> <p>3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第七十九条、行政権は通常内閣に属するが、特段憲法に特別の定めがある場合は内閣に属しない定めとなっている。 第八十条2、文民統制上現役軍人を内閣総理大臣及び国務大臣に任命してはならないのは当たり前のお話である。</p>		

# [第五章 内閣]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越) 第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。</p> <p>2 国会は、他の全ての案件に先立って、内閣総理大臣の指名を行わなければならない。</p> <p>3 衆議院と参議院とが異なった指名をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会の指名とする。</p> <p>(国務大臣の任免) 第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。この場合においては、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</p>	<p>(内閣総理大臣の指名) 第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。</p> <p>2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。</p> <p>(国務大臣の任免) 第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</p>		<p>(内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越) 第八十一条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。</p> <p>2 国会は、他の全ての案件に先立って、内閣総理大臣の指名を行わなければならない。</p> <p>3 衆議院と参議院とが異なった指名をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会の指名とする。</p> <p>(国務大臣の任免) 第八十二条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。この場合においては、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第五章 内閣]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(内閣の不信任と総辞職) 第六十九条 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</p> <p>(内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等) 第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した国务大臣が、臨時に、その職務を行う。</p>	<p>(不信任決議と解散又は総辞職) 第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</p> <p>(内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による総辞職) 第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。</p> <p>(新設)</p>		<p>(内閣の不信任と総辞職) 第八十三条 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決、<b>第百条第三項の決定</b>又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。</p> <p>(内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等) 第八十四条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、<b>直ちに衆議院解散を行う。</b>その際<b>内閣総理大臣</b>があらかじめ指定した国务大臣が、臨時に、その職務を行う。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第八十四条2. 内閣総理大臣が死亡もしくは法律に定める欠格事由に該当する場合は、衆議院解散を行う。その際は臨時に内閣総理大臣があらかじめ指定した国务大臣が臨時に内閣総理大臣の職務を行う事により、国会の継続を行えるようにする。(自民党案では内閣総理大臣の欠損では衆議院解散とならない。)</p>		

# [第五章 内閣]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(総辞職後の内閣) 第七十一条 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでの間は、引き続き、その職務を行う。</p> <p>(内閣総理大臣の職務) 第七十二条 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会に報告する。</p> <p>3 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する。</p>	<p>(総辞職後の職務続行) 第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。</p> <p>(内閣総理大臣の職務権限) 第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		<p>(総辞職後の内閣) 第八十五条 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでの間は、引き続き、その職務を行う。</p> <p>(内閣総理大臣の職務) 第八十六条 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般国務及び外交関係について国会に報告する。</p> <p>(自民党案削除)</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第八十六条。内閣総理大臣の行政各部の総合調整権利の付与する。但し、国防軍だけは国防会議機構にあり、内閣総理大臣に総指揮権を付与するものではない。(自民党案は内閣総理大臣に全ての行政指揮監督権が与えられており、国防軍においても同様である。これは内閣総理大臣に強大な権力を付与しすぎるために国防軍を除くのが望ましい。)</p> <p>第八十六条2。内閣総理大臣の職務である内閣の議案提出並びに一般国務、外交関係についてを憲法に定めた条文である。</p> <p>(自民党案削除)。内閣総理大臣が国防軍を統括する場合における国民の権利を阻害する権利行使の可能性を踏まえ、憲法上この文言を盛り込むのは危険であると考え、採用しない。</p>		

# [第五章 内閣]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(内閣の職務) 第七十三条 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従い、国の公務員に関する事務をつかさどること。 五 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。 六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	<p>(内閣の職務権限) 第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	<p>第五十一条 両議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得 (両議院はこの憲法及び議員法に掲げるもののほか、内部の整理に必要な諸規則を定めることができる。)</p>	<p>(内閣の職務) 第八十七条 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従い、国の公務員に関する事務をつかさどること。 五 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。 六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>内閣の職務をより現行憲法から予算関連の厳密化と罰則化を除いて、義務と権利を制限する文言に変更している。</p>		

# [第五章 内閣]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(法律及び政令への署名) 第七十四条 法律及び政令には、全て主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p> <p>(国务大臣の不訴追特権) 第七十五条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、国务大臣でなくなった後に、公訴を提起することを妨げない。</p>	<p>(法律及び政令への署名と連署) 第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p> <p>(国务大臣訴追の制約) 第七十五条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。</p>	<p>第五十五条 国务各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス (各国务大臣は天皇を輔弼し、その責任に任ずる。)</p> <p>② 凡テ法律勅令其ノ他国务ニ関ル詔勅ハ国务大臣ノ副署ヲ要ス (全ての法律、勅令、その他国务に関する詔勅は国务大臣の副署を要する。)</p> <p>第五十六条 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ国务ヲ審議ス (枢密顧問は枢密院管制の定めるところにより天皇の諮詢に応え、重要な国务を審議する。)</p>	<p>(法律及び政令への署名) 第八十八条 法律及び政令には、全て主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。</p> <p>2 政令は、法制局による違憲審査が行われた後に、法制局長官が副署することを必要とする。</p> <p>(国务大臣の不訴追特権) 第八十九条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、国务大臣でなくなった後は、公訴を提起することを妨げない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第八十八条2. 憲法審査を行うための法制局の審査により違憲判断のありうる政令についての防止を目的とする。</p>		

# [第六章 司法]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第六章 司法 (裁判所と司法権) 第七十六条 全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>2 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、最終的な上訴審として裁判を行うことができない。</p> <p>3 全て裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>	<p>第六章 司法 (司法権の機関と裁判官の職務上の独立) 第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない。</p> <p>3 すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>	<p>第五十七条 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ (司法権は天皇の名において法律により裁判所で行う。)  ② 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム (裁判所の構成は法律を以て定める。)</p>	<p>第六章 司法 (裁判所と司法権) 第九十条 全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p> <p>2 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、最終的な上訴審として裁判を行うことができない。</p> <p>3 全て裁判官は、その良心に従い、立法機関若しくは国内外のあらゆる圧力に屈することなく独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第九十条3. 今般裁判官の独立性が疑問視されている事を鑑み、立法機関若しくは国内外のあらゆる圧力に屈することなくという文言を加えた。</p>		

# [第六章 司法]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(最高裁判所の規則制定権) 第七十七条 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p> <p>2 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。</p> <p>3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p> <p>(自民党案にはない内容)</p>	<p>(最高裁判所の規則制定権) 第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p> <p>2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。</p> <p>3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p>	<p>第五十八条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス (裁判官は法律に定めた資格を備えるものを以て任命する。)</p>	<p>(最高裁判所の規則制定権) 第九十一条 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律、<b>法制局の規律、選挙管理局の規律</b>及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。</p> <p>2 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。</p> <p>3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。</p> <p>(法制局の憲法審査権) 第九十二条 法制局は最高裁判所に属する。法制局は、法律案及び政令に対する違憲審査を行う。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第九十一条. 法制局及び選挙管理局は最高裁判所の下にあるべきである。 第九十二条. 憲法審査を行うための法制局の審査により違憲判断のありうる政令についての防止を目的とする。法制局司法に属している以上は司法試験に合格した者を採用し、裁判官・検察官・弁護士以外に法制官を追加する。</p>		

# [第六章 司法]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(自民党案にはない内容)</p> <p>(裁判官の身分保障) 第七十八条 裁判官は、次条第三項に規定する場合及び心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第六十四条第一項の規定による裁判によらなければ罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。</p>	<p>(裁判官の身分の保障) 第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。</p>	<p>第五十八条 ② 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルハコトナシ (裁判官は刑法の宣言または懲役処分による場合以外は、その罷免されることはない。) ③ 懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム (懲戒の条項は法律を以て定める。)</p>	<p>(法制局の法制局委員) 第九十三条 法制局は、その長である法制局委員長及び法律の定める員数のその他の法制局委員で構成し、その構成員は最高裁判所長官が任命する。</p> <p>(選挙管理局の選挙管理権) 第九十四条 選挙管理委員会は最高裁判所に属し、両議院及び地方自治体の選挙方法を定める。</p> <p>(選挙管理局の選挙管理委員) 第九十五条 選挙管理局は、その長である選挙管理委員長及び法律の定める員数のその他の選挙管理委員で構成し、その構成員は最高裁判所長官が任命する。</p> <p>(裁判官の身分保障) 第九十六条 裁判官は、次条第三項に規定する場合及び心身の故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第七十六条第一項の規定による裁判によらなければ罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第九十三条。法制局はあくまで違憲審査を行う機関となる為、その構成員については裁判所長官が任命する事が相当である子考えての結論である。 第九十四条。選挙管理局は立法府から独立し、選挙について公平な立場で下す必要がある。</p>		

# [第六章 司法]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案 引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(最高裁判所の裁判官) 第七十九条 最高裁判所は、その長である裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長である裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。</p> <p>2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、<b>法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。</b></p> <p>3 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。</p> <p>(削除)</p> <p>4 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。</p> <p>5 最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、<b>分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額できない。</b></p>	<p>(最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査) 第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。</p> <p>2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。</p> <p>3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。</p> <p>4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。</p> <p>5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。</p> <p>6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p>		<p>(最高裁判所の裁判官) <b>第九十七条</b> 最高裁判所は、その長である裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長である裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。</p> <p>2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、<b>法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。</b></p> <p>3 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。</p> <p>(削除)</p> <p>4 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。</p> <p>5 最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、<b>分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額できない。</b></p>
素人なりの憲法改正根拠	<p>第九十七条 2. 最高裁判所の裁判官をより国民が審査しやすいように簡略化した法律としている。 第九十七条 5. 最高裁判所の裁判官に対する不当報酬減額を定めた内容となっている。</p>		

# [第六章 司法]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(下級裁判所の裁判官) 第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する。その裁判官は、<b>法律の定める任期を限って任命され、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には、退官する。</b></p> <p>2 <b>前条第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報酬について準用する。</b></p> <p>(自民党案にはない内容)</p>	<p>(下級裁判所の裁判官) 第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。</p> <p>2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。</p>		<p>(下級裁判所の裁判官) <b>第九十八条</b> 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する。その裁判官は、法律の定める任期を限って任命され、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には、退官する。</p> <p>2 <b>前条第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報酬について準用する。</b></p> <p>(裁判官・法制局委員・選挙管理委員への献金の禁止) <b>第九十九条</b> 裁判官、法制局委員及び選挙管理委員は国庫からの歳費以外、一切の献金、接待を受けてはならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第九十八条。下級裁判所の裁判官の任期を法律で定めることに改変した内容になっている。 第九十八条2。下級裁判所の裁判官も不当報酬減額防止を定めた内容となっている。 第九十九条。砂川事件に起こった最高裁判所長官のアメリカの接待及び影響を受けて、裁判所の判断に異常が生じた過去の過ちを防止するために、裁判官、法制局委員、選挙管理委員には一切の献金や接待を禁止すべきである。</p>		

# [第六章 司法]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(法令審査権と最高裁判所) 第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終的な上訴審裁判所である。</p> <p>(自民党案にはない内容)</p>	<p>(最高裁判所の法令審査権) 第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。</p>		<p>(法令審査権と最高裁判所) 第百条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終的な上訴審裁判所である。</p> <p>(最高裁判所違憲判断の効力) 第百一条 最高裁判所の違憲判決が下されたときは、国会において違憲法律等の改正を最優先に審議しなければならない。</p> <p>2 前項の最高裁判所の決定に著しく異なる法の整備や法律等の改正が為されたときは、最高裁判所裁判官及び法制局委員の合議的判断により国会に対し再審議を求めることができる。</p> <p>3 前項の再審議に基づいた国会審議でも最高裁判所の決定に著しく異なる法改正及び法律等の改正が為されたときは、内閣総辞職の決定を最高裁判所裁判官及び法制局委員の合議的判断により下す事ができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>百一条。最高裁判所の違憲判断の決定事項を優先的に決める規定が存在しておらず、立法機関が司法機関の権能の公平に欠ける事を是正するためにこの規定を定めた。</p> <p>百一条2。最高裁判所の憲法判断および是正判断は憲法に抵触しない判断を要求されるためにこのように規定した。</p> <p>百一条3。違憲判断の審議の是正に国会が常識の範囲内で是正に取り組まない場合は当然内閣の判断が間違っていると判断せざるを得ない。</p>		

# [第六章 司法]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(裁判の公開) 第八十二条 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。</p> <p>2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。</p>	<p>(対審及び判決の公開) 第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。</p> <p>2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないで行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。</p>	<p>第五十九条 裁判ノ対審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得 (裁判の対審、判決はこれを公開する。但し、安寧、秩序または風俗を害する虞があるときは、法律により裁判所の決議を以て対審の公開を停めることができる。)</p> <p>第六十条 特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム (特別裁判所の管轄に属すべきものは別に法律を以て定める。)</p> <p>第六十一条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス (行政官庁の違法処分により権利を障害されたとする訴訟にして別の法律を以て定めた行政裁判所の裁判の属すべきものは司法裁判所において受理するものではない。)</p>	<p>(裁判の公開) 第百二条 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。</p> <p>2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

# [第七章 財政]

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第七章 財政 (財政の基本原則) 第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。</p> <p><b>2 財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。</b></p> <p>(租税法律主義) 第八十四条 租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。</p> <p>(国費の支出及び国の債務負担) 第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。</p>	<p>第七章 財政 (財政処理の要件) 第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(課税の要件) 第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。</p> <p>(国費支出及び債務負担の要件) 第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。</p>	<p>第六十七条 憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス (憲法上の体験に基づく既定の歳出及び法律の結果によりまたは法律上政府の義務に属する歳出は、政府の同意がなければ帝国議会はこれを排除し、または削減する事は出来ない。)</p> <p>第六十二条 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ (新たに租税を課し及び税率を変更するには、法律を以て定めなければならない。)</p> <p>② 但シ報償ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラス (但し、法相に属する行政上の手数料その他の収納金は前項の限りではない。)</p> <p>③ 国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ (国債を起債し、及び予算に定めたものを除くほか、国債の負担となる契約を結ぶときは、帝国議会の協賛を経なければならない。)</p>	<p>第七章 財政 (財政の基本原則) <b>第百三条</b> 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。</p> <p><b>2 通貨発行権は国の専権であり、内閣から独立した機関の設立を認めてはならない。</b></p> <p>(租税法律主義) <b>第百四条</b> 租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。</p> <p>(国費の支出及び国の債務負担) <b>第百五条</b> 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第百三条2. 自民党の憲法改正草案では財政規律条項を書いてあるが、これは亡国の条項である。当然採用してはならない。また、通貨発行権を持つ日銀の自主性により混乱に陥っている現実を内閣管轄下に戻す事によって、財務省及び日本銀行の権力肥大、合法的天下り先、不健全な財政管理を正す事を目的とする。</p>		

# [第七章 財政]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(予算) 第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。</p> <p>2 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。</p>	<p>(予算の作成) 第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第六十四条 国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ経ヘシ (国家の歳出、歳入は、毎年予算を以て帝国議会の協賛を経なければならない。)</p> <p>② 予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝国議会ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス (予算の款項を超過し、または予算のほかに生じた支出があるときは、後日帝国議会の承諾を求めることを要する。)</p>	<p>(予算) 第百六条 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。</p> <p>2 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第百六条2. 補正予算の明文化。</p>		

# [第七章 財政]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(予算) 第八十六条 3 内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。</p> <p>4 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第七十一条 帝国議会ニ於イテ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ (帝国議会において予算を議定せずまたは予算成立に至らないときは政府は前年度の予算を施工しなければならない。)</p> <p>第六十八条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ定メ継続費トシテ帝国議会ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得 (特別な須要により政府は予め年限を定めて維持費として帝国議会の協賛を求めることができる。)</p>	<p>(予算) 第百六条 3 内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を得られる見込みがないと認めるときは、暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。</p> <p>4 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第百六条3. 本予算が可決成立しないと見込まれそうなときは、暫定期間の予算を別途提出することを義務付けたものです。予算可決が出来なかったときに発生する予算執行が行われず、最低限の行政サービスを継続するために明文化している。</p> <p>第百六条4. 俗に言う繰越明許費等や複数年度予算を可能とする条文です。正しく運用されるのであれば是非とも盛り込むべき条文ですが、ただこの条文は非常に危険な要素も踏まえており、無駄な公共予算の算定基準をしっかりとしないと一気に来年度以降の予算がひっ迫する事になります。ただ現実上はすでに行われている話であり、条文として書き込む必要性がある。</p>		

# [第七章 財政]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(予備費) 第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。</p> <p>2 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</p> <p>(皇室財産及び皇室の費用) 第八十八条 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。</p>	<p>(予備費) 第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。</p> <p>2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</p> <p>(皇室財産及び皇室費用) 第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。</p>	<p>第六十九条 避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ (避けられない予算の不足を補うためにまたは予算のほかに生じた必要な費用に充てるために予備費を設けなければならない。)</p> <p>第六十六条 皇室経費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議会ノ協賛ヲ要セス (皇室経費は現在の定額によって毎年国庫より支出し、将来増額を要する場合を除くほか、帝国議会の協賛を要しない。)</p>	<p>(予備費) 第七十条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。</p> <p>2 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。</p> <p>(皇室財産及び皇室の費用) 第八十条 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [第七章 財政]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(公の財産の支出及び利用の制限) 第八十九条 公金その他の公の財産は、 <b>第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。</b></p> <p>2 公金その他の公の財産は、 <b>国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業</b>に対して支出し、又はその利用に供してはならない。</p>	<p>(公の財産の用途制限) 第八十九条 公金その他の公の財産は、 宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。</p>		<p>(公の財産の支出及び利用の制限) <b>第百九条</b> 公金その他の公の財産は、 <b>第二十三条第四項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。</b></p> <p>2 公金その他の公の財産は、 <b>国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業</b>に対して支出し、又はその利用に供してはならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第百九条。新興宗教等に拠出する公金を無くすために二十条第三項ただし書きを日本文化に準えた祭り等や式典に限定できるような曖昧な表現にした。 第百九2条。国若しくは地方自治体、その他公共団体の監督が及ばない慈善団体や教育団体に対する公的財産の支出を認めない条項である。</p>		

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

## [第七章 財政]

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(決算の承認等) 第九十条 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。</p> <p>3 内閣は、第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。</p>	<p>(会計検査) 第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。</p> <p>2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第七十二条 国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ (国家の歳出、歳入の決算は会計系サインがこれを検査確認し、政府はその検査報告と共にこれを帝国議会に提出する。)</p> <p>② 会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム (会計検査院の組織及び職権は法律を以て定める。)</p>	<p>(決算の承認等) 第百十条 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。</p> <p>3 内閣は、第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。</p>
素人なりの憲法改正根拠	第百十条. 決算の承認をより現実化しただけである。 第百十条3. 決算承認の検査報告を予算案に反映させて、国会に報告する義務を負う。		

# [第七章 財政]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(財政状況の報告) 第九十一条 内閣は、国会に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>	<p>(財政状況の報告) 第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。</p>	<p>第六十三条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス (現行の租税は、更に法律を以て改めない限りは、旧法律によって租税を徴収する。)</p>	<p>(財政状況の報告) 第百十一条 内閣は、国会に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。  2 内閣及び各省庁は国民に対し、予算案及び決算を原則公開しなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第百十一条 2. 予算案及び決算を国民に公開する事を原則とする。</p>		

## [第八章 地方自治]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第八章 地方自治            (地方自治の本旨)            第九十二条            地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。</p> <p>2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。</p>	<p>第八章 地方自治            (新設)</p> <p>(新設)</p>		<p>第八章 地方自治            (自民党案削除)</p> <p>(自民党案削除)</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>(自民党案削除)。自治基本条例等による議会制民主主義を否定するとんでもない条項であり当然削除すべきである。</p>		

# [第八章 地方自治]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等) 第九十三条 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。</p> <p>2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。</p> <p>3 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(地方自治の本旨の確保) 第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。</p> <p>(新設)</p>		<p>(自民党案削除)</p> <p>(地方自治体の法整備) 第一百十二条 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。</p> <p>2 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>(自民党案削除)。広域地方自治体を意味するものは道州制等を含んだ国家分裂の可能性を含んだものであり、他にも無駄な市町村合併をただ促す意味のない地方改革を促す条文であって、当然削除すべきである。 第一百二条 2. 国と地方自治体の相互協力義務を定めた内容である。</p>		

# [第八章 地方自治]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(地方自治体の議会及び公務員の直接選挙) 第九十四条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。</p> <p>2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって<b>日本国籍を有する者</b>が直接選挙する。</p> <p>(地方自治体の権能) 第九十五条 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>	<p>(地方公共団体の機関) 第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。</p> <p>2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p> <p>(地方公共団体の権能) 第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>		<p>(地方自治体の議会及び地方議員の直接選挙) 第百十三条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。</p> <p>2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の<b>地方議員</b>は、当該地方自治体の住民であって<b>日本国籍を有する者</b>が直接選挙する。</p> <p>(地方自治体の権能) 第百十四条 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第百十三条2. 地方自治体の長等は地方自治体の住民の日本国籍を有する者が直接選挙する事を定めたもの。</p>		



# [第八章 地方自治]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(地方自治特別法) 第九十七条 特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。</p>	<p>(一の地方公共団体のみに適用される特別法) 第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</p>		<p>(地方自治特別法) 第一百六条 特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第一百六条。地方自治体による特別法は住民の有効投票過半数がなければ制定できない事を現実的に定めた条項である。</p>		









# [第十章 改正]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第十章 改正 第百条 この憲法の改正は、<b>衆議院又は参議院の議員の発議により</b>、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において<b>有効投票の過半数の賛成</b>を必要とする。</p> <p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p>	<p>第九章 改正 (憲法改正の発議、国民投票及び公布) 第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p>	<p>第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ (将来この憲法の条項を改正する必要があるときは、勅命を以て議案を帝国議会の議に付さなければならない。)</p> <p>② 此ノ場合ニ於テ両議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス (この場合において両議院は各々その総員三分の二以上出席しなければ議事を開くことができず、出席議員三分の二以上の多数を得られなければ改正の議決を為すことはできない。)</p> <p>第七十四条 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ経ルヲ要セス (皇室典範の改正は帝国議会の議決を経ることを要しない。)</p> <p>② 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス (皇室典範をもってこの憲法の条規を変更する事はできない。)</p>	<p>第十章 改正 (憲法改正) <b>第百十九条</b> この憲法の改正は、<b>衆議院又は参議院の議員の発議により</b>、両議院のそれぞれの総議員の<b>八分の五</b>の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において<b>有効投票の過半数の賛成</b>を必要とする。</p> <p>2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第百十九条。憲法改正は他の先進諸外国も3分の2である国が多い事からそれに近い水準でやや低めに設定するのが望ましいと考える。</p>		

# [第十一章 最高法規]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>第十一章 最高法規 (削除)</p> <p>(憲法の最高法規性等) 第百一条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p>2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p>	<p>第十章 最高法規 (基本的人権の由来特質) 第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p> <p>(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守) 第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p>2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。</p>		<p>第十一章 最高法規 (削除)</p> <p>(憲法の最高法規性等) 第百二十条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。</p> <p>2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。ただし、日本国国民の権利が永続的に損なわれる条約については日本国内法を優先する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第百二十条 2. 条約が国内法を優先する事案により国民の生活が保てない重大な事案が発生している。あくまで法律は国際的信用を棄損する国際法違反が絡む可能性がある改正とはいえ、努力義務を残している以上国際的役割を果たす事に違いはないのでこのような条項を盛り込んだ。</p>		

# [第十一章 最高法規]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>(憲法尊重擁護義務)            第二条            全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。</p> <p>2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。</p>	<p>(新設)</p> <p>(憲法尊重擁護の義務)            第九十九条            天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>		<p>(憲法尊重擁護義務)            第二百一十一条            全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。</p> <p>2 国会議員、国務大臣、裁判官、公務員、その他の地方議員は、この憲法を尊重する義務を負う。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>	<p>第二百一十一条。国民に対する憲法の尊寿義務。</p>		

# [附則]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>附則 (施行期日) 1 この憲法改正は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行に必要な準備行為) 2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。</p> <p>(適用区分等) 3 改正後の日本国憲法第七十九条第五項後段(改正後の第八十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の報酬についても適用する。</p>	<p>第十一章 補則 (施行期日と施行前の準備行為) 第百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日〔昭二二・五・三〕から、これを施行する。</p> <p>2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。</p> <p>(参議院成立前の国会) 第百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。</p>	<p>第七章 捕捉 第七十五条 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス (憲法及び皇室典範は摂政を置く間は、これを変更する事はできない。)</p> <p>第七十六条 法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ総テ遵守ノ効力ヲ有ス (法律、規則、命令または何等の名称を用いているものによらず、この憲法に矛盾しない現行の法令は全て効力を有する。)</p> <p>② 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ総テ第六十七条ノ例ニ依ル (歳出上、政府の義務に係わる現在の契約または命令は全て第六十七条の例による。)</p>	<p>附則 (施行期日) 1 この憲法改正は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(施行に必要な準備行為) 2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。</p> <p>(適用区分等) 3 改正後の日本国憲法<b>第九十七条第五項後段</b>(改正後の<b>第九十八条第二項</b>において準用する場合を含む。)の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の報酬についても適用する。</p>
<p>素人なりの憲法改正根拠</p>			

# [附則]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
<p>4 この憲法改正の施行の際現に在職する下級裁判所の裁判官については、その任期は改正前の日本国憲法第八十条第一項の規定による任期の残任期間とし、改正後の日本国憲法第八十条第一項の規定により再任されることができる。</p> <p>5 改正後の日本国憲法第八十六条第一項、第二項及び第四項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同条第三項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される同条第一項の予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ適用し、この憲法改正の施行前に提出された予算及び当該予算に係る会計年度における暫定期間に係る予算については、なお従前の例による。</p> <p>6 改正後の日本国憲法第九十条第一項及び第三項の規定は、この憲法改正の施行後に提出される決算から適用し、この憲法改正の施行前に提出された決算については、なお従前の例による。</p>	<p>(参議院議員の任期の経過的特例) 第百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。</p> <p>(公務員の地位に関する経過規定) 第百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。</p>		<p>4 この憲法改正の施行の際現に在職する下級裁判所の裁判官については、その任期は改正前の日本国憲法第九十八条第一項の規定による任期の残任期間とし、改正後の日本国憲法第九十八条第一項の規定により再任されることができる。</p> <p>5 改正後の日本国憲法第百六条第一項、第二項及び第四項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同条第三項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される同条第一項の予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ適用し、この憲法改正の施行前に提出された予算及び当該予算に係る会計年度における暫定期間に係る予算については、なお従前の例による。</p> <p>6 改正後の日本国憲法第一百十条第一項及び第三項の規定は、この憲法改正の施行後に提出される決算から適用し、この憲法改正の施行前に提出された決算については、なお従前の例による。</p>
素人なりの憲法改正根拠			

[メモ]

赤文字…自民党の憲法改正草案にて新たに追加された内容

緑文字…素人なりの日本国憲法改正草案に追加した内容

紫文字…大日本帝国憲法の大和言葉や歴史的仮名遣いをわかりやすく表記した内容

自由民主党の憲法改正草案引用	日本国憲法	大日本帝国憲法	素人なりの日本国憲法改正草案
素人なりの憲法改正根拠			